

## 参考資料2-2 環境基準設定以前の地下水質に係る評価方法について

### ①平成元年度から平成4年度まで

#### 地下水質に係る旧評価基準

(平成元年9月14日付け環水管第189号環境庁水質保全局長通知)

有害物質	評価基準
カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L 以下
シアン化合物	検出されないこと
有機燐化合物	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.05 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
(備考) 1.最高値で評価する。	

#### 暫定指導指針

(昭和59年8月22日付け環水管第127号、環水規第148号 環境庁水質保全局長通知)

(平成元年4月20日付け環水管第103号、環水規第93号 環境庁水質保全局長通知)

項目	管理目標
1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下
四塩化炭素	0.003 mg/L 以下

※ 暫定指導指針は、平成元年度の改正水質汚濁防止法による地下浸透規制等の導入以前に、地下水汚染の防止等を目的として昭和59年に設定されたもの。

※ 最高値で評価する。

②平成5年度から平成8年度まで

地下水質に係る新評価基準

(平成5年3月8日付け環水管第22号 環境庁水質保全局長通知)

項 目	評 価 基 準
カドミウム	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
(備考)	
	1. 最高値で評価する。

※ 旧評価基準からの変更点

- ・有機燐を削除
- ・ジクロロメタン等13項目の追加
- ・鉛、砒素の基準値を強化、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素の基準値を変更

なお、平成9年3月13日に環境基準が設定されたことに伴い、評価基準は同日付け廃止されている。